

学校

避難確保計画

対象災害：水害（洪水 内水）

【施設名： 】
（所在地： ）
 年  月 作成

様式編 目次

□ 自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
-	施設周辺の避難地図	別紙1	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	14
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	15
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	15

□ 自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
-	施設周辺の避難地図	別紙1	7
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	8
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	8
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	9
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	10
12	緊急連絡網	様式9	11
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15	防災体制一覧表	様式12	14

市への提出は不要

1 計画の目的

この計画は、本施設の幼児・児童・生徒の洪水時・内水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や幼児・児童・生徒に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法:水防法

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休日	
	幼児・児童・生徒	施設職員	幼児・児童・生徒	施設職員
昼間	約 名	約 名	約 名	約 名
夜間	約 名	約 名	約 名	約 名

※幼児・児童・生徒数は最大の幼児・児童・生徒数を記載(おおよその幼児・児童・生徒数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の合計人数を記載

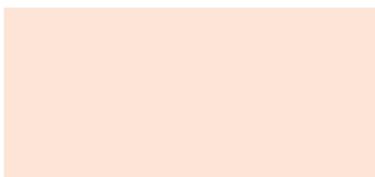
● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、臨時休業とする。

または 時の時点で、全県下又は「 坂戸市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、臨時休業とする。



※幼児・児童・生徒の通学時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
	注意 レベル2 体制確立		
	警戒 レベル3 体制確立		
	非常 レベル4 体制確立		

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。



レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。



レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立する。

大型台風

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ、ラジオ ●インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁ホームページ ・坂戸市ホームページ ●さかろんメール（登録制） touroku@mobile.city.sakado.lg.jp ●坂戸市防災アプリ（スマートフォン向け）
	洪水予報、河川の水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット <ul style="list-style-type: none"> ・川の水位情報（河川情報センター） ・川の防災情報（国土交通省） ・埼玉県 川の防災情報 ●さかろんメール（登録制） ●坂戸市防災アプリ
	高齢者等避難（警戒レベル3） 避難指示（警戒レベル4）	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線 ●緊急速報（エリア）メール ●さかろんメール（登録制） ●坂戸市防災アプリ ●坂戸市ホームページ ●テレビ（テレビ埼玉データ放送） ●ラジオ
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 （ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施）

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報及び洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、幼児・児童・生徒の保護者・家族等に対し、「（避難場所）へ避難する。幼児・児童・生徒引き渡しは（避難場所）において行う。幼児・児童・生徒の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

(3) 市からの連絡

水防法第15条第1項第4号口に基づき、坂戸市地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、坂戸市から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第2項第2号に基づき、洪水予報河川（越辺川・高麗川）に関する洪水予報等の伝達が行われる。

●連絡先（Eメールアドレス）

（F A X 番号）

（電話番号）

6 避難誘導

様式 4

(1) 避難場所、移動距離及び手段

避難するにはブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無を確認する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離		移動手段		
				徒歩	車両	
施設名（洪水・内水）			m			台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所 2（指定緊急避難場所）

	避難場所名称	移動距離		移動手段		
				徒歩	車両	
施設名（洪水・内水）			m			台

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水・内水）		階	

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「 」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

(3) その他

避難完了後、 坂戸市防災安全課(049-283-1489) に避難が完了した旨を連絡する。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

【施設周辺の避難地図】

洪水時・内水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水・内水			

※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載

※避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

※避難ルートは複数設定する事が望ましい。

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	
浸水を防ぐための対策	

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 〇 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 〇 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 〇 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式 7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

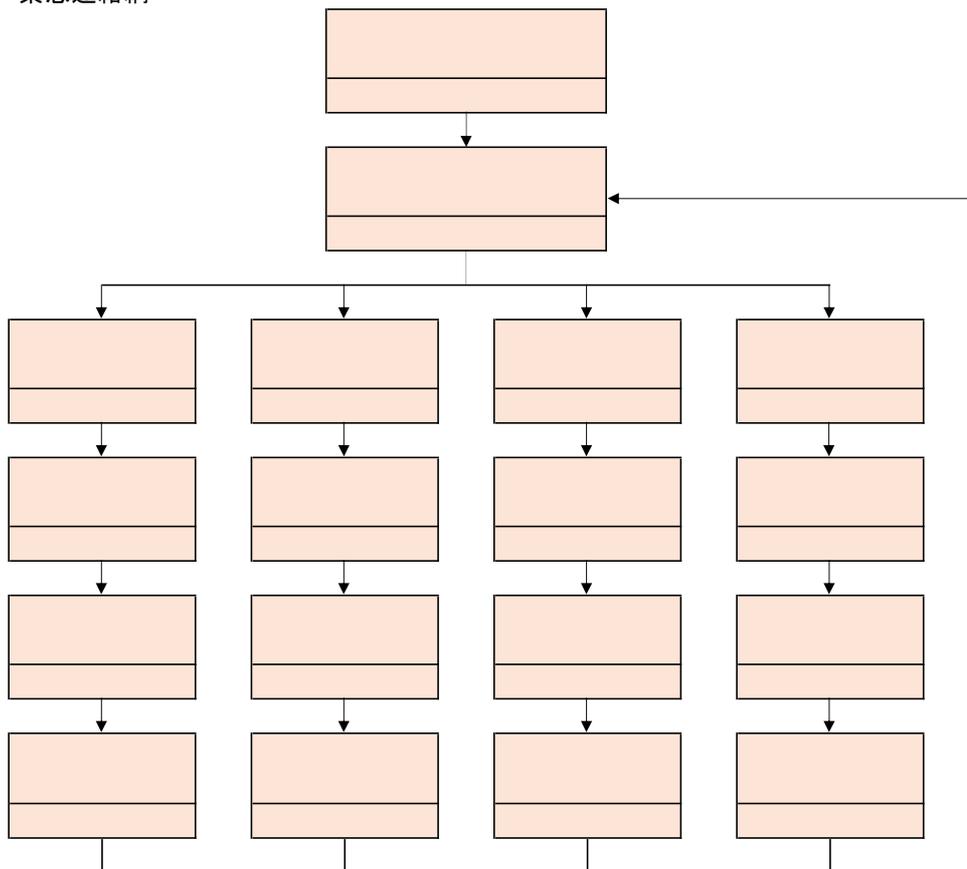
- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 〇 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 〇 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

10 防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立		実施予定月日
施設職員への防災教育	○避難確保計画の情報共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承等	月 日
幼児・児童・生徒への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明等	月 日
↓		
通所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行等	月 日
保護者・家族等への引き渡し訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全幼児・児童・生徒を保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測等	月 日
↓		
入所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行等	月 日
施設職員の非常参集訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測等	月 日
↓		
避難訓練	○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測等	月 日
↓		
避難確保計画の更新	避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。	月 日

1 2 緊急連絡網



1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村 (防災担当)	049-283-1489 (直通)	坂戸市防災安全課
市町村 (学校担当)		
消防署	049-281-3494	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸消防署
警察署	049-284-0110	西入間警察署
避難誘導等の 支援者		
医療機関		

15 防災体制一覧表

管理権限者 () (代行者)		
情報収集 伝達要員	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導要員	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表 1

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者 () (代行者)		
総括・情報班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 () 班員 ()名 ・ ・	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

別表 2

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、幼児・児童・生徒等）
避難誘導班	様式 5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。